

鳥栖市立小中学校長 様

鳥栖市教育委員会 教育総務課長

市立小中学校施設の使用制限の廃止について

平素、学校施設の管理運営につきましてご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。
現在、学校施設の開放については、令和4年4月18日付けにてお示しした「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策における小中学校施設の使用（開放）についての考え方」において、運用を行っております。

しかし、令和5年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における、新型コロナウイルス感染症の分類が2類相当から5類相当へ緩和され、新型インフル特措法に基づく基本的対処方針が廃止されることとなりました。

このことから、現在、運用しております「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策における小中学校施設の使用（解放）についての考え方」（別添）については、令和5年5月7日をもって廃止いたします。

また、施設利用時に提出を求めています【鳥栖市立小中学校施設利用に関する誓約書】（別添2）についても、令和5年5月7日をもって廃止といたします。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や国、県などの方針を踏まえ、対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点などありましたら、下記までお電話ください。

お問い合わせ先
鳥栖市教育総務課総務係
担当 城島
TEL 0942-85-3691（直通）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策における学校施設の使用（開放） についての考え方

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出された場合において、学校施設での感染拡大防止を図る必要があることから、学校施設の使用を以下のとおりとします。

なお、使用者には、基本的な感染症対策を講じていただくとともに、使用許可にあたりこの趣旨を伝えてください。

1 施設の使用制限の基本的な考え方について

(1) 佐賀県に緊急事態宣言が発出された場合

- ・当該期間中は使用禁止とする。

(2) 鳥栖市にまん延防止等重点措置が発出された場合

- ・期間中は20時（※1）までの時間制限とする。
- ・市外居住者（※2）の使用自粛。

(3) 福岡県に緊急事態宣言または鳥栖市隣接市町にまん延防止等重点措置が発出された場合

- ・市外居住者（※2）の使用自粛。

※1 利用時間が20時前に終了する場合はその時間までとなります。

※2 鳥栖市に通勤・通学する人は除きます。

※ 状況により、期間等の延長短縮を行うことがあります。

※ 部活動の実施については、佐賀県教育委員会の通知に準じます。

新型コロナウイルス感染症にかかる学校施設の開放基準

(令和4年4月25日施設開放分から)

状況等	開放の基準
(1) 佐賀県に緊急事態宣言が発出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該期間中は使用禁止とする。
(2) 鳥栖市にまん延防止等重点措置が発出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中は20時まで(※1)の時間制限とする。 ・市外居住者(※2)の使用自粛 ・消毒を実施すること
(3) 福岡県に緊急事態宣言または鳥栖市隣接市町にまん延防止等重点措置が発出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市外居住者(※2)の使用自粛 ・消毒を実施すること
(5) 感染者確認により学級閉鎖等を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開放が中止となることもあります。 (学校長の判断によります。)
(6) その他(公共の用に供する場合など)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用禁止とする。

※1 利用時間が20時前に終了する場合はその時間までとなります。

※2 鳥栖市に通勤・通学する人は除きます。

※ 状況により、期間等の延長短縮を行うことがあります。

※ 部活動の実施については、佐賀県教育委員会の通知に準じます。

鳥栖市教育委員会様

鳥栖市立小中学校施設使用に関する誓約書

私たちは、鳥栖市立小中学校施設の開放に関する要綱に基づく学校施設の使用に関して、新型コロナウイルス感染防止対策の趣旨を理解し、下記項目を遵守することを誓約します。

遵守しなかった場合は、施設の利用を停止されることを承諾します。

チェック	項 目
<input type="checkbox"/>	学校施設であることを強く認識し、児童・生徒との接触を最小限にするため、使用開始時間を遵守します。
<input type="checkbox"/>	使用する前に使用者全員の体調・体温を確認します。体調不良者や平熱を超える発熱がある人、14日以内に発熱や風邪の症状のあった人には参加をさせません。
<input type="checkbox"/>	こまめな手洗いや手指消毒を利用者全員で徹底します。
<input type="checkbox"/>	施設使用時は出来るだけ窓やドアを開放し、換気するように心がけます。 強風時で窓が開けられない場合でも1時間に1回は休憩して換気するなど、空気の入れ替えをします。
<input type="checkbox"/>	人同士の接触を伴う利用はしません。(人との間隔を2m以上離して使用します。)
<input type="checkbox"/>	至近距離での会話や大声の発声はしません。
<input type="checkbox"/>	使用後は、手でよく触れる場所(用具、ドアノブ、スイッチ、洗面所等)を消毒します。 消毒液等は各自で準備します。
<input type="checkbox"/>	施設の使用については、施設の管理者の指示に従います。
<input type="checkbox"/>	代表者が使用日ごとに使用者全員の氏名、住所、連絡先を把握します。 感染者が出た場合は、保健所等の調査に全面的に協力します。 上記のことについては、使用者全員から承諾を得ています。
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染者が、当該施設を使用したことが判明した場合、感染経路の確認及び感染拡大防止のため、使用者(団体の場合は全員分)の個人情報(氏名、連絡先)を鳥栖市新型コロナウイルス感染症対策本部に提供することに同意します。

使用施設			
団 体 名			
代表者名		連 絡 先	

令和 年 月 日

代表者署名 印